

## 大障教ニュース

大阪府立障害児  
学校教職員組合  
大阪市天王寺区  
東高津町7-11  
府教育会館704号  
TEL 06-6765-8904  
FAX 06-6765-8905

公立学校共済組合が運営する  
近畿中央病院が休診を発表

大障教は、医療機関が健全な経営を維持できる  
施策を求めて請願署名にとりくみます

自民党政権による大軍拡と社会保障費削減が進められています。2024年度は、過去最大規模の医療機関の倒産・廃業が相次ぎました。総務省は10月に、公立病院の83%が赤字で、その額が過去最大の3052億円であることを発表しました。そのため、医師・看護師不足、建物や施設の老朽化に対応できない状況にあります。

## 近畿中央病院の休診について

近畿中央病院は、施設や設備、医療機器の老朽化が著しく、全面的な更新が必要でした。しかし、大幅な

赤字を解消することができず、更新が困難となりました。その打開に向け、近畿中央病院は伊丹市民病院との統合をめざして

しました。しかし、整備工事入札の2度にわたる不調、建設予定地の土壌汚染も判明し、

統合病院開院が2027年度後半まで大幅に延期されることになりました。これ

を受け、近畿中央病院は、「これ以上運営は困難であると」判断し、休診を発表

しています。



休診を発表した  
近畿中央病院（大障教撮影）

## 自民、公明、維新が4兆円の医療費削減へ

医療崩壊ともいえる状況は、社会保障費、医療費を抑制してきた自民党政治がもたらしたものです。自公政権は、「高額療養費の患者負担増」導入を主張し、国民的な反対で「凍結」に追い込まれましたが、自民、公明、維新は、4兆円の医療費削減、入院病床の11万床削減を合意しています。維新は、「現役世代の社会保険料を下げる」と主張していますが、多くの

医療団体は「病院が立ち行かなくなる」と反論しています。また、病床にはゆとりが必要で、それは、コロナ感染症で国民が経験した事実です。国が医療費予算削減を推進すれば、多くの病院がつぶれる可能性があります。その結果、身近な病院で診療が受けられず、大病院には今以上の大混雑が生じる恐れがあります。

## 患者負担を増やさず、

## 医療崩壊を止める施策を



必要な医療を受けることは、憲法25条で保障された権利です。とりわけ、障害児学校で学ぶ児童生徒にとって医療は重要です。医療機関が健全な経営を維持できるよう、抜本的な対策を講じる必要があります。患者負担を増やさず、医療崩壊を止める施策と財政措置を政府に求めます。

「医療機関の維持存続への支援を  
求める請願署名」にご協力を

大障教は、全日本民主医療機関連合会が作成した署名にとりくみます。みなさんのご協力をよろしくお願いいたします。署名は1月の通常国会に提出します。

大障教ホームページアドレス <http://fc06631220171211.web2.blks.jp/> Eメールアドレス: fushoukyou1@mtb.biglobe.ne.jp

書記局の  
つうしん

9月末、職場では「教職員の評価育成システム」（以下、システム）にかかる「自己申告書」の進捗状況の報告が求められました。こうした作業が始まると、この制度に対する教職員の不満が聞こえてきます。「校長の評価のために仕事をしているのではない」「諸悪の根源」「廃止してほしい」等々。1学期の目標設定面談では、校長から書き直しを求められる場合も少なくなく、「働き方改革に逆行する」という声が起こるのも当然です。評価育成システムに関わって教育行政や校長がほとんど言わないことがあります。それは、システムの評価結果がどのように賃金にリンクするかの仕組みについてです。給与明細表を見てもほとんどわからず、隠されています。その仕組みは次の通りです。①全教職員のボーナス（勤勉手当）の額から0.03月分をピンハネする。②扶養手当をボーナスの算定基礎額から除算する。③右の①②が原資となり、SおよびSSの上位評価者に上乗せする。

上位評価者の人数割合が少なくなるとその分賃金格差が大きくなります。府教委が今年6月、大障教に説明した内容では、府立学校の評価結果では、34%が上位評価者です。筆者（60歳）の給料表から計算すると、上位評価者に回るピンハネの金額は年額32644円。各人の賃金水準によって額は違いますが、本来、各人の収入である額がピンハネされているのです。そして、筆者の校長評価がSだった場合とAだった場合を比較すると、年間の賃金格差は16万6490円となります。すさまじい賃金格差。

教育の営みは、共同的・長期的・専門的な営みです。多くの府立支援学校において、一人の校長が何十人、あるいは百人を超える教師の仕事を客観・公正に評価できる根拠はありません。多くの良心的な校長もそれを自覚しているはずです。教職員の意欲を削ぎ、職場の疲弊をもたらすシステムは廃止・撤回しかありません。（S）

# 悩みを共有し仲間とつながろう！

## 大障教青年部総会



方針確認や近況の交流をしました

ツの企画については、ここ数年中止の状態ですが新しい形で誰でも参加できるようにと本部とともに検討していく予定です。

働く環境については、休憩時間にも働かざるをえない現場の実態を取り上げ、深刻な教員不足が一刻も早く解消されるように声を上げていくことを呼びかけました。

平和への願いでは、戦後80年を迎える今年だからこそ、改めて平和の大切さに関する思いが語られました。戦争体験者から戦争の実態を伺うことが難しくなっている中で、

どのように未来に戦争の実態を受け継いでいくか、それは実際に広島や長崎などの場所に行くことで感じたことを自分の言葉で語ることも必要です。二度と同じ過ちを繰り返さないために自分に何ができるかを考えていくと呼びかけがありました。

参加者の近況報告では、自身が抱える障がいや職場で理解してもらえず、管理職へ配慮を願いつつも拒否されたという事例が報告されました。このような事態が支援学校で

8月30日(土)、2025年度の青年部総会が開催されました。各分会でのお声がけや協力により、無事に成立することができました。今年度の総会も、交流を中心に進めました。参加者のみなさんと話ができて、とても有意義な時間となりました。

まず、昨年度の取り組みや今年度の活動方針について提案しました。昨年度は学び合い、つながり合うことを大切に、コロナ禍で縮小してきた活動を少しずつ再開。交流企画ではハーベストの丘へ行った、女性部と共同で「デイキャンプ」に行ったりすることで交流を深めることができました。参加者からは「楽しいことができて、組合に入ろうと思ったきっかけになった」というお話しがありました。また、スポー

起きていることに驚くとともに、自分の職場でも見えない障がいや抱える同僚をどのように支え、共に働いていくべきかを考えるきっかけとなりました。また、職場でのつながりも大切ですが、このような場で悩みを共有し、新たな仲間としてつながっていくことの大切さも実感しました。

最後に、新しい青年部役員を紹介し、気持ちを新たに頑張る決意を確認しました。



(青年部)

## 府立支援学校の教職員の抜本的な増員を

### 府教委に要望書名を提出

8月22日(金)、大障教は教育長あてに、各分会で集約した「府立支援学校の教職員増に向けて、教職員の抜本的な増員を府独自でおこなう」とともに教職員定数法の改善を文科省に対して要請することを求める「要望署名、1263筆を提出しました。教育委員会からは、支援教育課、教職員人事課、保健体育課の担当者が出席しました。署名の要望項目は、「1. 教職員の抜本的な増員を大阪府独自でおこなうこと ①教員および事務職員の増員をおこな



署名手交をおこなう西面委員長

な増員を府独自でおこなう」とともに教職員定数法の改善を文科省に対して要請することを求める「要望署名、1263筆を提出しました。教育委員会からは、支援教育課、教職員人事課、保健体育課の担当者が出席しました。署名の要望項目は、「1. 教職員の抜本的な増員を大阪府独自でおこなうこと ①教員および事務職員の増員をおこな

うこと②栄養教員を複数配置すること③すべての看護師を定数外で配置すること

2. 大阪府として、文科省に教職員定数法の改善を要請することです。

西面委員長から署名の主旨を説明し、署名の手交をおこないました。そのあと学校看護師、栄養教員部から現場実態と切実な要望を訴えました。

学校看護師からは、この仕事にやりがいをもっているが、雇用の安定しない環境で不安がある、それが看護師が毎年入れ替わる事態にもつながっていること訴え、学校看護師の確保と定着のためには常勤看護師の定数外配置と安定した雇用の実現を訴えました。栄養教員部の金澤さんからは、府立の栄養教員はたった1人で膨大な業務をおこなっている、市町村の栄養教員の業務と比較しても業務量や職務内容に顕著な違いがある、今の業務過多では育児介護の制度などを使いたくても使えない、早急に栄養教諭の複数配置の実現を訴えました。また、同日に、栄養教員部より「栄養教諭及び栄養職員」の欠員対策の取組みに関する要望書も提出し、要求の実現をもとめました。

## 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例等 10月1日より一部改正

1. 仕事と育児の両立支援のための面談等の対象拡大  
「妊娠・出産等について」に加え、「3歳未満の子を養育する」職員等の意向も確認
2. 育児部分休業（子育て部分休暇）の取得方法の拡大  
〈現行〉 1日につき2時間以内  
〈改正後〉 1日につき2時間以内又は1会計年度で10日相当以内、いずれかを毎年4月に選択可能  
※特別な事情があれば年度途中での変更可能
3. 介護休暇、介護時間を勤務時間の途中で取得可
4. 部分休業（介護休暇、介護時間、育児部分休業、子育て部分休暇）と時間取得できる休暇との併用で終日勤務しないことが可能  
※詳細は、大阪府HP「学校職場における勤務条件等」を参照

お知らせ：公立学校共済組合の「育児休業支援手当金」「育児時短勤務※手当金」が4月より新設  
(※育児短時間勤務、部分休業、育児時短就業等)  
詳細は、公立学校共済組合大阪支部HPをご覧ください。

休暇を安心して取得できる「ゆとりある職場」にするために、ぜひ組合に入って一緒に改善をもとめましょう！！